

令和3年6月18日

屋外広告物関係団体各位

東京都都市整備局都市づくり政策部
屋外広告物担当課長 森澤 直毅

屋外広告物の消灯についての引き続きのお願い

日頃より東京都の屋外広告物行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

また、緊急事態宣言期間中の屋外広告物の消灯についてご協力いただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和3年4月25日から発出されていた国の緊急事態宣言が、6月20日で解除されることとなりました。

一方で、新規感染者数は下げ止まりの状況であり、人流などを抑制する対策が引き続き必要であることから、まん延防止等重点措置に移行することとなりました。

令和3年4月26日付3都市政緑第96号により、屋外広告物の消灯についてご協力をお願いしていたところですが、早めの帰宅を促すためにも、まん延防止等重点措置の期間における屋外広告物の20時以降の消灯について、引き続きのご協力をお願いいたします。

関係団体の皆様におかれましては、この旨会員の皆様へのご周知を、お願いいたします。

なお、国の基本的対処方針や都の取組、業種ごとの感染拡大防止ガイドラインを遵守徹底し、更なる感染防止に努めるなど、引き続き適切な対応をお願いいたします。

(連絡先)

都市整備局 都市づくり政策部

緑地景観課 屋外広告物担当

電話 (ダイヤルイン) 03 (5388) 3357

メール S0000169@section.metro.tokyo.jp